

交通局企業出納員等の会計事務検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市交通局会計規程（平成25年交通局規程第13号。）以下「規程」という。）第2条に規定する企業出納員及び分任企業出納員並びに第7条に規定する現金取扱員（以下「企業出納員等」という。）並びに第50条に定める前渡金管理者の行う会計事務に関する検査（以下「検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 交通局長（以下「局長」という。）は、必要があるとき認めるときは、職員のうちから検査員を命じて検査させることができる。

(検査の実施時期)

第3条 検査は、年間計画に基づき定期的に、又は随時に実施するものとする。

(検査の通知及び報告)

第4条 局長は、検査日の5日前までに、文書をもって検査の実施を通知するものとする。ただし、局長が認める場合は、この限りでない。

2 検査員は、検査の結果について、局長に遅滞なく報告しなければならない。

3 局長は、検査の結果について、検査実施後1箇月以内に企業出納員等へ通知する。

(検査項目)

第5条 検査の項目については、次に掲げるものとする。

- (1) 規程第2条第6項第3号に規定する諸収入金の出納状況
- (2) 規程第6条第2項に規定する現金の保管状況
- (3) 規程第51条第1項に規定する前渡金の保管状況

(4) 前3号に掲げるもののほか現金及び有価証券の管理に関すること。

(5) その他局長が認めたもの

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要領は、平成18年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。